

愛知県立大学学術情報センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第5条第2項の規定に基づき、学術情報センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、図書及びその他の図書館資料、電子情報などの学術情報を収集・管理すること及び情報教育用計算機システム及び情報ネットワークの管理運用を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書及び電子情報等資料の収集・管理に関すること。
- (2) 図書及び電子情報等資料の利用者への提供に関すること。
- (3) 学術資料等の電子化情報の発信に関すること。
- (4) 情報教育用計算機システムの管理運用に関すること。
- (5) 学術情報ネットワークの管理及びセキュリティの維持に関すること。
- (6) 学術情報ネットワークの個人情報の保護に関すること。
- (7) その他センター長が適当と認めた業務。

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とする。ただし、任期の途中でセンター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故がある場合は、センター長が予め指名したセンター長補佐がセンター長の職務を代理する。

(センター長補佐)

第5条 センターに、センター長補佐を置く。

2 センター長補佐は、学長がセンター長と協議の上指名する。

3 センター長補佐は、センター長の命を受け、センター長の職務を補佐する。

4 センター長補佐の任期は、1年とする。ただし、任期の途中でセンター長補佐が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(図書館)

第6条 センター内に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(情報処理教育センター)

第7条 センター内に情報処理教育センターを置く。

2 情報処理教育センターに関して必要な事項は、別に定める。

(センター運営会議)

第8条 センターの業務を円滑に運営するため、センター運営会議を置く。

2 センター運営会議は次の者をもって組織し、議長はセンター長をもって充てる。

(1) センター長

(2) センター長補佐

(3) 学術情報課長

3 運営会議はセンター長が召集する。

(委員会)

第 9 条 第 3 条に掲げる業務に係る重要な事項について審議するため、次の委員会を置く。

(1) 図書館運営委員会

(2) 情報処理教育センター運営委員会

(3) 情報ネットワーク運営委員会

2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 1 0 条 センターの事務は、学術情報課で行う。

(補則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が定める。

附則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。